

ご利用ください

# あなたの身近な地域包括支援センター

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、介護や福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。これからも、高齢者の皆さんの生活をサポートしていきますので、気軽に相談してください。

◎問い合わせ 介護保険課 ☎23-3184

## 専門の職員が相談に応じます

市では、市内を7つの圏域に分け、それぞれの地域に地域包括支援センターを設置しています。同センターでは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、今年度から新たに介護予防事業担当職員を配置して、地域で暮らす高齢者の支援を行っています。

それぞれが専門の分野での仕事を、互いに連携を取りながら「チーム」として総合的に高齢者やその家族を支えています。



## まずは相談ください！

同センターでは、高齢者はもとの皆さんからの相談にも応じています。介護や福祉、健康、医療に関する相談をはじめ、相談内容に応じて、適切な機関などと連携して必要なサービスや利用可能な制度の活用を支援し、問題の解決に努めています。

また、相談を受けるだけでなく、高齢者の把握や見守りのために地域を巡回訪問しています。高齢者の皆さんの自宅を訪問した際は、気軽に相談ください。

## 高齢者の権利を守ります (権利擁護業務)

高齢者が安心して生き生きと暮らすために、高齢者の人権や財産など、さまざまな権利を守ります。また、成年後見制度の紹介や高齢者虐待の早期発見に努めているほか、悪質な訪問販売などによる被害の防止にも努めています。

## 適切なサービスの提供を支援します (包括的・継続的ケアマネジメント)

皆さんに適切なサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーに助言や支援を行っています。また、高齢者がより暮らしやすい地域にするため、医療機関を含めた地域の関係機関とのネットワーク作りにも力を入れています。

## 介護予防を推進します (介護予防ケアマネジメント)

要介護認定で要支援1・2と認定された人への介護予防ケアプランを作成しています。また、支援や介護が、今後必要となる恐れがある人を対象に、市が行っている介護予防事業の利用推進を行っています。

介護を必要としない自立した生活が送れるよう、高齢者の健康維持や増進を図っています。

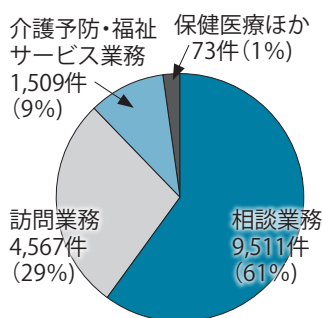
## 市内の 地域包括 支援センター



※桜の花をモチーフに作成されたシンボルマーク。合併した5市町が一つのまちとして花開くことを願ってデザイン化されました

|                                                          |
|----------------------------------------------------------|
| 姫城・中郷地区地域包括支援センター<br>上町17街区20号 ☎26-8339                  |
| 妻ヶ丘・小松原地区地域包括支援センター<br>平江町2街区13号 ☎23-9712                |
| 五十市・横市地区地域包括支援センター<br>久保原町10街区20号 ☎57-6767               |
| 祝吉・沖水地区地域包括支援センター<br>祝吉町5055番地5 ミラ・クレイン102号<br>☎26-4212  |
| 志和池・庄内・西岳地区地域包括支援センター<br>庄内町8160番地3 ☎45-4180             |
| 山之口・高城地区地域包括支援センター<br>山之口町花木2005番地(山之口総合支所内)<br>☎29-1682 |
| 山田・高崎地区地域包括支援センター<br>高崎町大牟田1150番地1(高崎総合支所内)<br>☎45-8411  |

## 地域包括支援センターの 業務実績(平成23年度)



# 屋外焼却・不法投棄は**犯罪**です!!



多くの市民の皆さんが、リサイクルできるものを分別したり、決められた日時・場所を守ってごみを出したりして、適正なごみ処理をしている一方で、屋外焼却や不法投棄が後を絶ちません。

違法なごみ処理は、周囲の人に迷惑を掛けるばかりでなく、環境にも悪影響を与えます。この機会に、適正なごみ処理について考え、ルールを守ったごみ処理に努めましょう。

◎問い合わせ

**屋外焼却・不法投棄の情報**

環境政策課 ☎23-2130

各総合支所市民生活課

**農業用廃プラスチックの処理**

農産園芸課 ☎23-2425

●**増え続ける屋外焼却**

屋外焼却は法律で禁止されているにもかかわらず、最近、ごみや草木などを燃やす行為により「洗濯物に臭いが付く」「煙でせきが止まらない」といった苦情が寄せられていて、住民間のトラブルの原因になっています。

営農のためのあぜ焼きや野焼きなどのやむを得ない場合を除いて屋外での焼却はやめ、燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみに分別してごみステーションに出すようにしましょう。

●**屋外焼却を発見したときは**

住みよい環境を守るためには、市の監視活動だけではなく市民の皆さんの協力が不可欠です。屋外焼却を発見した場合は、環境政策課または各総合支所市民生活課へ通報してください。

●**環境を壊す不法投棄**

最近、山林や河川、道路、公園などに、使用できなくなった家電品や家具などの粗大ごみに加え、家庭ごみや事業系ごみを違法に投棄する行為が増えています。

こうした不法投棄は、自然の景観を損なうだけではなく、悪臭の発生や河川の水質汚染、動植物の生態にも悪影響を与えます。

●**投棄されない環境づくり**

一度、不法投棄された場所は、ごみが新たなごみを呼び、不法投棄が後を絶たないのが現状です。

不法投棄をされないためには、土地や建物の管理を適切に行うことが大切です。特に、草が繁茂しているなど管理が不十分だと、不法投棄をされやすくなります。外部からごみを持ち込まれないように、柵やフェンスを設置し、定期的に除草を行いごみを捨てられにくい環境を作りましょう。

●**監視の目を光らせています**

現在市では、パトロールによる監視のほかに、67人の環境監視員が、定期的に河川やごみが捨てられそうな場所を巡回し、こうした違法行為を監視しています。また、捨てられた空き缶の回収なども行って環境の保全に努めています。

ごみを捨てられにくい  
環境づくりが大切

インタビュー



環境監視員  
押川利昭さん  
(高城町有水)

定期的に河川の周辺や道路などを巡回して、廃棄物の有無や油などが流失していないかなどの監視を行っています。有水地区では、自治公民館や地域組織と環境監視員が連携して啓発や教育活動に取り組んでいて、子どもから大人まで環境に対する意識が高まりを見せています。その一方で、地域外の人が生活ごみなどを捨てることもあることから、草刈りなどをして、ごみを捨てられにくい環境をつくるのが重要だと感じています。

# 平成25年度から

## 合併処理浄化槽の補助制度が変わります

大淀川の水質は、平成23年度のランキングで九州の1級河川26河川中21位と決して良い状況ではありません。こうした河川の汚れの原因の一つは、家庭からの生活排水が適正に処理されないことにあります。そのため、市では公共下水道や農業集落排水事業のほかに合併処理浄化槽の設置を推進していますが、限られた財源で、より効果を上げるために、平成25年度から補助の内容を見直します。

◎問い合わせ 下水道課 ☎23-5921

各総合支所建設課

### 合併処理浄化槽とは？

河川の環境を守るためには、生活排水をきれいに処理する必要があります。そのために、下水道などの施設で汚水进行处理しています。こうした手段を利用できない地域もあります。そういった地域の汚水処理手段が、合併処理浄化槽です。

### 合併処理浄化槽の役割

合併処理浄化槽は、トイレや台所、風呂場などの生活排水を適正に処理して、河川の汚れを防止します。

また、適正に処理することで、悪臭が無くなり、ハエや蚊の発生を抑え生活環境を改善します。

### 合併処理浄化槽を設置するには

公共下水道や農業集落排水処理区域外の地域に、住宅を新築したり、くみ取り式トイレや単独処理浄化槽を改築したりして、合併処理浄化槽を設置する場合は、工事着工前に市に申請することで設置費用の一部の助成が受けられます。

なお、補助金申請額の総額が予算額を超えた場合は、補助金を交付できませんので、あらかじめご理解ください。

また、限られた財源を有効に活用するために、平成25年度から、補助金額と補助対象となる浄化槽の規模の見直しを行います。合併処理浄化槽を新設する場合は、注意してください。

## 浄化槽は検査が必要です！

合併処理浄化槽は、機器に故障がないかなどを調べるため、次の3つの点検が必要です。維持管理を確実にし、正しく使しましょう。

### 1 保守点検

浄化槽管理士または保守点検業者による年数回の機器の点検、調整

### 2 清掃

浄化槽内にたまった汚泥の取り除きや機器類などの洗浄

### 3 法定検査

工事や保守点検、清掃などが適正に行われているかを判断するための検査



### ●浄化槽法に基づく法定検査とは？

合併処理浄化槽を設置して3～8カ月の間に、指定検査機関の水質検査を受け、その後、年1回の定期検査が義務付けられています。



平成25年度から、次の通り変更になります。

### ●補助の対象

個人住宅や店舗併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が居住用に使用される建物）が対象となります。

※建て売り住宅や別荘、共同住宅、寄宿舎および賃貸住宅は対象外

### ●補助の要件

- ・市税を滞納していないこと
- ・県が指定する浄化槽設置者講習を受講していること
- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること
- ・5人槽～10人槽であること

### ●補助金額

【くみ取り式または単独処理浄化槽からの改築の場合】

- ・5人槽 33万2,000円
- ・6～7人槽 41万4,000円
- ・8～10人槽 54万8,000円
- ・【新築の場合】 一律 11万円

### ●設置工事は指定工事店で

工事は、県浄化槽工事登録業者に依頼してください。登録業者は後で不具合が生じないよう、排水設備の構造など、細かな点まで市の指導を受けています。

なお、指定工事店以外で工事を行うと補助が受けられないので、注意してください。

# 悪質な滞納は許しません!!

## 差し押さえ強化中

◎市税の納付に関する問い合わせ  
◎国民健康保険税に関する問い合わせ  
納税課 ☎23-2126  
保険年金課 ☎23-7144

市民の皆さんの納税に対する不公平感をなくすためには、悪質な滞納を許さず、税の確実な徴収を行うことが必要不可欠です。そのため市では差し押さえを強化し、徴収率の向上を目指しています。

### 納付期限を過ぎると

税金を滞納した場合、納税の公平性を保つため、滞納している人の財産調査を行い、財産を差し押さえて税金に充てる滞納処分を行います。



タイヤロック装置による車の差し押さえ

### 平成23年度 滞納処分内訳

|      |        |
|------|--------|
| 預金   | 1,570件 |
| 給与   | 351件   |
| 不動産  | 84件    |
| 生命保険 | 51件    |
| 家賃   | 6件     |
| 年金   | 2件     |
| その他  | 5件     |

### 納税お知らせセンターからの電話による納税のお願い

次の①～⑤について、納付期限を過ぎても納付の確認できない人へ、オペレーターが電話で、納付のお願いをしています。ただし、24年度分の未納者が対象です。

- ①市県民税（普通徴収）
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税
- ⑤介護保険料

夜間や忙しい時間帯に連絡したり、納付済みの行き違いが生じたりする場合があります。あらかじめご理解ください。

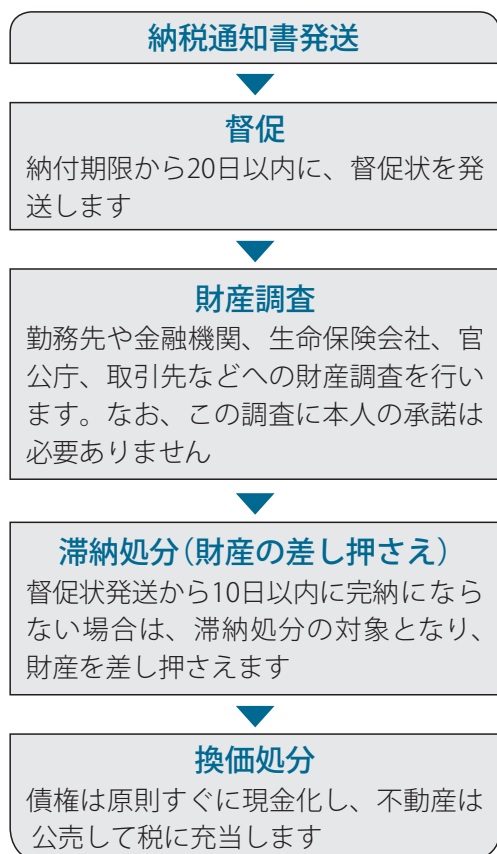
### 延滞金は14・6%

税金を納付期限までに納めなかった場合は、本税のほかに延滞金が増加されます。納付期限までに納めた人との公平を図るため、延滞金も必ず納める必要があります。延滞金は滞納税額に対して年14・6割の割合で加算されます。

### 法人市民税の申告と異動届け

法人市民税は、市内に事務所などを持つ法人に課税されます。申告し納付義務のある税金のため、期限内の申告や納付の推進を強化し、未申告や未納を防いでいます。督促料や延滞金が増加されないように、期限内の申告および納付をしてください。なお、所在地や代表者などに変更があった場合には、すぐに変更を届け出てください。

### 滞納処分までの流れ



### 納税に関する相談を実施中

病気や失業など、やむを得ない理由で納付が困難な人のために、納税相談を随時行っています。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、市税は納税課、国民健康保険税は保険年金課に相談してください。

なお、毎月第3木曜日は、午後8時まで相談を受け付けています。

### 振り込め詐欺に注意

納税お知らせセンターが口座を指定して振り込みを求めたり、ATM（現金自動預払機）の振り込み操作を指示したりするようなことは絶対ありません。職員を装った振り込め詐欺には十分注意してください。

地域の農業を支える

## 農業委員

地域の農業を支える仕組みとして全国に定着している農業委員会。本市でも、それぞれの地域で厳しい農業情勢を改善するため、47人の農業委員が活動しています。今回は、そうした農業委員の役割や活動などを紹介します。

◎問い合わせ 農業委員会

☎23-7868

### 農業委員会と農業委員

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可をはじめ、農地転用の許可や遊休農地の調査・指導など、農地に関する事務を行う行政委員会です。

農業委員会の委員は、3年に1度行われる選挙で選出された委員40人と、市長が選任した委員7人の計47人で構成されています。

### 農業委員会の役割

こうした許認可業務を委員会で決定するために、農業委員は現地調査を行ったり、その結果を委員会に諮ったりして農業の振興を支えています。

#### ●農地の売買や貸借の許可

農地を売買したり、貸借したりする場合は、農業委員会に申請し、許可を受ける必要があります。申請があつた場合、同委員会は内容を確認し、許可・不許可を決定します。

#### ●農地の転用に関する事

農地を農業以外の目的で使用する場合は、許可が必要です。農地の転用許可は、規模によって国や県が行うことになっていて、転用申請を受け付けた農業委員会は、内容を審査し許可・不許可などの意見を付けて県へ送ります。

#### ●遊休農地の調査や指導

定期的に区域内の農地の利用状況を調査したり、無断で転用した農地所有者に対して指導を行ったりしています。

#### ●農業者年金に関する事

農業者年金は、農業者の老後の生活安定や経営者の若返りを図り、経営規模の拡大を促進するなどの目的で昭和46年に創設されました。委員会では、制度の周知や加入促進、受給手続きなどを行っています。



## 4種混合ワクチン 予防接種



予防接種法が改正され、これまでの3種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンを加えた「4種混合ワクチン」が、11月1日から指定医療機関で接種できるようになりました。早めに接種して、病気を未然に防ぎましょう。

◎問い合わせ 子ども課

☎23-2684

●対象 今までに3種混合ワクチンとポリオワクチンの両方を接種したことのない人

●年齢 生後3カ月～90カ月未満

●予防する病気 百日ぜき、ジフテリア、破傷風およびポリオ

●接種の方法 初回3回、追加1回の皮下接種

●料金 無料

●その他 指定医療機関に事前に予約の上、受診してください

### 平成24年度 4種混合ワクチン予防接種指定医療機関

| 医療機関名      | 電 話     | 医療機関名         | 電 話     |
|------------|---------|---------------|---------|
| あきと内科胃腸科   | 46-5500 | 原田医院          | 26-3330 |
| 有馬医院       | 23-2610 | ふくしまクリニック     | 46-5001 |
| 大橋クリニック    | 37-0539 | 丸田病院          | 23-7060 |
| 沖水こどもクリニック | 27-5656 | 柳田クリニック       | 22-4862 |
| 仮屋医院       | 36-0521 | 山内小児科医院       | 22-0048 |
| 仮屋外科胃腸科医院  | 25-7712 | 志々目医院         | 57-2004 |
| 共立医院       | 22-0213 | 政所医院          | 58-2171 |
| 久保原田中医院    | 22-7700 | 教山内科医院        | 62-1205 |
| ケイオークリニック  | 46-4500 | 隅病院           | 62-1100 |
| 児玉小児科      | 25-5570 | 海老原内科         | 64-1211 |
| 城南クリニック    | 26-3662 | 山路医院          | 64-3133 |
| とくとめクリニック  | 26-1820 | たけしたこども医院     | 51-0005 |
| 富田医院       | 23-4586 | 田中隆内科         | 52-0301 |
| はしぐち小児科    | 24-5500 | とまり内科外科胃腸科医院* | 52-1135 |
| 早水公園クリニック  | 36-6117 | 畠中小児科医院       | 52-6000 |

※3歳以上のみ実施